

This is a black and white aerial photograph showing a vast area of urban devastation. The landscape is covered in a dense field of rubble, with very few intact buildings visible. The pattern of destruction is irregular, with some areas appearing more heavily impacted than others. A few larger, more distinct structures are scattered throughout the wreckage. The overall impression is one of complete annihilation of the built environment.

ついでには小作契約当事者として地主、小作人各位はよく契約の対象になっている土地の字、地番、地目、面積、登記簿上の所有者と真実の所有者等について、登記権利書ともつき合せて確認をしておいた方がいいと存じます。万一これらの確認が不明確であるとすると、その土地についての小作関係が特定しないので、小作料の請求も受領もできないなどの不都合な事態になりますので、そのような事象のことありませんよう、関係者の方々のご準備をあらかじめお願いしておきます。

なお、このこと（小作問題等）に関して、ご不明のことや、ありますとなら「市役所内石岡市農業委員会事務局」にお問合せ下さい。

火のもとにご用心

しかしながら本年に入りすでに六件（内山林五件）の火災の発生をみていることは残念なことです。その原因は子供の火遊び、たばこの投げ捨て、焚火の不始末などで、いずれも異常乾燥と共に、火災警報発令中のことだけに、とくに注目されます。

たばこの火は吸わない時でも七百度ぐらいあります。普通木材は、四百度ぐらいで着火しますから、乾燥した紙のようなのは、今の気象条件ですとすぐ燃え出します。それゆえ不用意に投げ捨てた吸殻が、これらの着火物に附着

り、注意を怠ったりすると、少しの間隙を見出しては狂い出し、猛威を振う恐ろしさを変えて認識し、火に慣れ過ぎることなく、その思恵に浴するため、常に周到な注意と安全性を確保し、幸福と繁栄のため努めましょう。

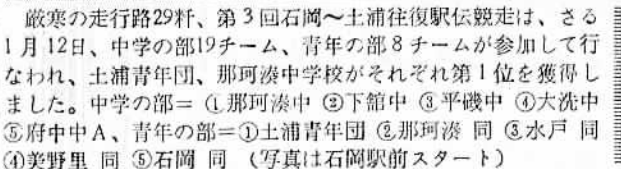
火災は、気象条件と密接な関係にあり、今のように北西の風が吹きすさび、加えて異常乾燥が続いていると、火災の事例は非常に多いのです。

暗渠排水事業に
補助金

の最も発生しやすい条件下にあるわけで、火気の取扱については、細心の注意と周到な配慮が必要です。

火災警報発令中、歩行しながらたばこを吸ったり、また焚火をしたり、裸火を使用したりすることは、禁じられていにもかわらず、案外無風下ですと、風速に比例して燃え広がり、火の子は八百メートルぐらい飛火することもあります。また子供は、火に對し非常に好奇心を持つものです。子供の火遊びから火事になっている事例は、最近とくに多いようです。それゆえ保護者や監督の立場にある方

市は、農業の機械化、作業能率の増進と栽培技術の改善を図るため、暗渠排水、客土事業を実施した場合、次のとおり補助金を交付しています。実施される方は、実施照に市役所産業課までお申し込み下さい。



客 土反当一、〇〇〇〇
但し、一町步以上集団で行
なう場合は倍額とする。

米やさんの登録替えは
いつでもできます

米の消費者（配給を受けて
いる人）は、今まで一年間に
二回（五月と十一月）だけ、
自分の希望により、任意に
米の配給所の登録変更が認
められていましたが、一月か
登録変更の制限が緩和され、
いつでも登録変更ができる
となりました。

ご希望の方は、市役所市
課まで、米穀通帳と印鑑持
の上おいでください。

住民税とは

私たちは県や市、つまり地方自治体の住民として、毎日の生活をおくっています。そして、それらの団体から直接税を免除されます。

次の一つに該当する人は住民税を納めなくてもよい人とは

1. 前の年に所得がなかった者
2. 市役所から生活保護を受受けている者
3. 身体障害者、未成年者、年者（満六十五才以上者）又は寡婦（扶養親族がある者）と認められる者

校なども併せて考えてごらん下さい。このような住民のための仕事をするには多くの金が必要です。これらの資金を広く住民に求め、県や市の仕事に個人が少しでも関心を持って貰うようにとの考えから設けられた税金で個人の県民税・市民税を総称して住民税といっています。

4. 同じ市に住んで均等割をめている夫と生計を一つにする妻で、同じ市に住ん

住民税を納めなければならぬ人は
住んでいれば）ものは納税を納める必要はありま

住民税を納めなければならぬ人は
（住んでいれば）ものは増
割を納める必要はありま

① 県内又は市内に住所をもっている個人

② 県内又は市内に事務所、事業所又は家屋敷をもっている個人で、当市内に住所をもっていない者

③ 以下略。

住民税の申告制度とは

だれも税金を高く納めようとする者はいないと思ふようになるべく安く、そして自分納得のいく金額で納税した

このような人々は、後でしるす特定の人を除いては、すべて均等割(平等割ともいう)を県に一〇〇円、市に三〇〇円、計四〇〇円(たゞし市の均等割額は人口の多少、市町

村の財政状態等によって増減
されます」を納めなければな
りません。なおそのほかに収
入益金や扶養親族の多少によ
って各人によって違いますが
所得割を納める人もあり、こ
し佐給 給料 賃金 労働
年金恩給等の受給者で給
得以外の所得がなかったら
その給与等の支払者が所得
法による所得税の徴収義務
である場合は、個々に定
する緊雑差を省略し、かつ

の所得割の課税には次のよう
な二つの方法があります。
(たゞし県民税については本
文方式のみ)つまり地方税法
に定める本文によって賦課す
る方法と、たゞし書によって
賦課する方法とがあり、石岡

市においては本文による方法を採用しております。

〔例〕 所得
子4人(12
保険料2万
金4万円、
白色専従者
(以上昭和
による)

というが一括

六月から三月までの間を十回に分割し、給与の支払時に差引き納税することになってい
ます。ただし、以上の方で

前年中において医療費、雑損の控除を受けようとするものは、別の定めにより居住地の市町村長に控除の申告をしなければなりません。また政府

（税務署）に申し所得税に於ける修正申告をした場合とか、更正又は決定の通知等を受けた時は十日以内に必要の事項を市長に申告しなければなりません。

には、その人が当然所得か、控除を受けることができるかの座金が受けるしなくない。

木ノ地	殿塚	宏長女貴代宮下	大竹久子	25
土橋	沾野	定夫四男道久幸町	小松広行	0
荒川			5	

税金はどうして計算されるか

あなたの方の税金は各種の所得がある人と単一所得の人と各人各様ですが、おおむね、次のように計算されます。

所得の種類①利子、配当、不

動産、事業、給与、退職、山林、譲渡、一時、雑所得の十種類に分類されます。所得は原則として収入金額からその収入を得るのに必要であつた諸経費を差引、

た残りが所得であり、この所得から扶養、基礎等各種の控除を差引いた残りが課税所得となります。

て示せば、右の計算実例で明らかになように、個々にみれば所得税は減り県民税は多くなり市民税は変りなく、三税通算の結果は改正税法によつた方が二万二千六十円の減税が行なわれたことがお判りのこ

ととおもいます。

〔例〕一般経費及び青色・白色等の専従控除後の所得が36年中に、788,771円であり、扶養親族が妻と子3人（うち15才以上2人）の場合

所得税、住民税とも旧法により計算したら（税率、所得税額の $\frac{8}{100}$ 、市 $\frac{20}{100}$ ）

所得788,771円－（社保31,609＋生保11,181）＋扶養16万＋基礎9万＝課税所得492,900円×税率（所得税8.999％、市税6.664％、市民税6.664％）

新法により計算すれば（住民税では
控除関係は旧法に同じ税率、県民税
 $\frac{2}{100}$ 市民税 累進税率とす）
所得788,771円—（社保31,609+生保14,189+扶
養22万+基礎控除万）=所得税の課税所得432,973円
（所得税=課税 432,900円×税率 53,500円
県民税=所得 492,900円× 特別控除720円
市民税=所得 “ ” × “ 16,600円

全国市区選挙管理委員会編

地方選挙早わかり

(候補者、運動員必携)

御希望の方は市選挙管理委員会に申し込んでください。(1部 200円)

十二月分					
出生 四二人	死亡 三一人	▽出生	元真伯 坂井 国男 長女 久子	幸町 長谷川静男 二女 公恵	
前島 光男 長女 真由美	守木 曾根田光章 長女 則子	▽死亡	町名 氏 名 年齢		
本ノ地 殿塚 宏 長女 貴代	土橋 沾野 定夫 四男 道久	宮下 大竹 久子 25			
若松 土田 功一 長男 和彦	磯崎 芳夫 長女 雅美	幸町 小松 広行 0			
高塚 正一 長男 榮一	阿久津澄夫 長男 繁	荒川 輝治 65			
岡分 上谷 丈吉 長女 と上子	松永 邦男 長男 正宏	青木 藤株 たつ 81			
大和田巳之助 長男 敏郎	元木 信一 長女 ひろ子	神岡 康夫 31			
小林 二郎 長男 雅人	博義 淳一	植木 ひで 49			
山口 晴義 長女 絹代	隆志 勝巳	高城 とく 75			
飯島 重信 長男 俊男	進 長男 寛	武藤 紀子 17			
山王台 浅野 直 長男 寛	金丸 早苗	廣沢 きん 77			
会丸 横川 一雄 長女 美保子	岡野 英三 長女 由紀子	富田 菊地 よし 79			
守横 岡野 清吉 長男 克己	岡野 丈男 長女 千代美	鬼沢 まさ 49			
富田 高橋 丈男 長女 千代美	土谷 良一 二女 順子	野尻 ちよ 67			
新池台 比呂 良一 二女 順子	鈴木 効 長男 正則	石橋 きよ 67			
半ノ木 杉村 導 長男 光明	神原 恒男 二男 重男	小松崎 のぶ 86			
大砂 矢口 貞雄 長女 ちか子	長谷川公郎 四男 和宏	山崎 とみ 84			
高浜 大久保正男 長女 礼子	栗原 長男 惠美子	島田 敏 0			
栗原 飯田 明 長女 惠美子	保夫 長男 啓一	小林 愛次郎 74			
石川 栗原 保夫 長男 啓一		市村 あき 77			
		高野 けん 64			
		鈴木鳥省造 78			
		小吹徳之進 55			
		栗原 はつ 67			
		栗原 竹次郎 82			
		本田 善四郎 84			
		鈴木 博行 0			
		江ヶ崎 久蔵 65			